

## お知らせ

## 市民税・府民税の申告受付が始まります

市民税・府民税の申告は、送付または電子による申告をお願いします。申告書は大阪市ホームページまたはeLTAX(エルタックス)ホームページで源泉徴収票などを元に作成できます。

## 【申告方法・受付期間】

①電子による申告:受付中(3/16(月)まで)

■大阪市行政オンラインシステムによる申告

・令和7年中に収入がある方(給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ)

・令和7年中に収入がない方

■eLTAX(エルタックス)による申告

②市税事務所あて送付による申告:受付中(3/16(月)まで)

③窓口での申告(土・日・祝休日を除く)

※受付期間の最初及び最後の1週間や午前9時台は混雑が予想されます。



詳しくは  
こちら▶



## 【会場】

■なんば市税事務所(浪速区湊町1-4-1 OCAT 5階)

日 2/4(水)~3/16(月) 平日 9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00)

■天王寺区役所 5階 501会議室(臨時申告会場)

日 2/16(月)~3/16(月) 月~金 9:00~11:30、13:00~16:00

問 なんば市税事務所 市民税等グループ(個人市民税)

06-4397-2953 ※問合せ可能日時 平日 9:00~17:30(金曜日は19:00まで)

※所得税の確定申告等については、天王寺税務署(06-6772-1281)にお問い合わせください。

## 固定資産税・都市計画税(第4期)の納期限は、3/2(月)です

市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

詳しくは  
こちら▶



問 なんば市税事務所 固定資産税グループ 06-4397-2957(土地)、2958(家屋)

※問合せ可能日時 平日 9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00)

## 「障がい者控除対象者認定書」をご存知ですか?

身体障がい者手帳等の交付を受けていない65歳以上の寝たきりまたは認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳等の交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」が交付されます。認定書をお持ちの方は、所得税や個人市府民税の申告の際、所得控除により税の軽減を受けることができます。

問 保健福祉課(福祉サービス) 06-6774-9857



## 空家の管理・活用について

相続や居住者の転勤などで誰もが空家を所有する可能性があります。空家を放置すると、管理不全により、近隣の生活環境に支障をきたすこともあります。空家になる前から、権利関係の確認など家の将来のことについて話し合っておくことが大切です。空家を管理するポイントをまとめた「空家ハンドブック」を区役所で配布していますので、ぜひご活用ください。

問 市民協働課(安全まちづくり) 06-6774-9899

## 働く女性・働きたい女性のための相談会

(要予約) 無料

詳しくは  
こちら▶



就活、育児や介護と仕事の両立、起業やフリーランス、新たなスキルの獲得、職業訓練、心の悩みなどを、複数の専門機関へ一度に相談できます。

日 3/6(金) 10:00~19:30

場 エル・おおさか本館3階(中央区北浜東3-14)※WEBによる相談も可

定 40名 対 女性 申 ~3/4(水) ホームページ

問 OSAKAしごとフィールド相談会事務局(実施運営:一般財団法人大阪労働協会)

06-4790-9600

天王寺区民ギャラリー

問 市民協働課(地域活動の支援) 06-6774-9734

日 2/16(月)~27(金)

展示グループ名 てんのうじ観光ボランティアガイド協議会

展示内容 写真、パネル

日 3/2(月)~13(金)

展示グループ名 天王寺区生涯学習推進員連絡会

展示内容 絵画、書、手芸等

記号の見方 ※各ページの記号は  
こちらをご確認ください。

日 日時 場 会場 対 対象 定 定員 ￥ 費用 申 申込方法 持 持ち物 締 締切 講 講師 問 問合せ 電話 FAX メールアドレス HP 天王寺区ホームページ

## 「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を提出された方へ

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合、ワンストップ特例の申請が無効となり、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う場合は、ワンストップ特例の申請をした分も含め、ふるさと納税の全ての金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

ふるさと  
納税に  
ついては  
こちら▶



なお、確定申告書は、ご自身のスマホ等で「確定申告書等作成コーナー」から作成・送信できます。スマホ等で確定申告書を提出するためには、①マイナンバーカード読み取対応のスマホ等、②マイナンバーカード、③マイナンバーカードの2種類のパスワード、④マイナポータルアプリのダウンロードが必要です。

確定申告書  
作成  
コーナーは  
こちら▶



問 天王寺税務署(堂ヶ芝2-11-25) 06-6772-1281 (自動音声案内で2番を選択)

国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901 (全国一律料金)  
8:30~17:00(土・日・祝日及び12/29~1/3を除く)

来署による相談は  
事前予約制です。

## 介護サービス利用にかかる費用の医療費控除

次にあてはまる医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。申告には「領収証」が必要です。

詳しくは  
こちら▶



## 【施設サービスの利用者負担額】

①介護老人保健施設 ②介護老人福祉施設 ③介護医療院

上記①~③の利用料・居住費・食費の利用者負担額。ただし②は2分の1相当額。

## 【居宅サービスの利用者負担額】

①医療系サービスの利用者負担額(訪問看護・通所リハビリテーションなど)

②福祉系サービスの利用者負担額(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など)

※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

## 【介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき】

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の10分の1が対象。

## 【おむつ代】

医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けておられ、おむつを使用している方については、医師の証明に代わる「確認書」を、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口で交付できる場合があります。

問 保健福祉課(介護保険) 06-6774-9859

区制100周年  
記念誌を  
作成しました

ご希望の方に、2/10(火)より配布します。冊子は先着400名様まで、お一人につき1部限りとなります。  
デジタルブックでも2/10~ご覧いただけます▶  
【配布場所】区役所6階61番窓口



## 区役所で行う無料相談 対 市内在住の方 ※体調不良の方は来庁を控えてください。

相談時間:1組30分以内(相談後の記録作成、  
入れ替わりの時間なども含む)

予約専用 電話 050-1808-6070  
AI電話で24時間受付

## 弁護士による法律相談 (要予約)(先着順) 無料

※同じ内容での繰り返しの相談はお控えください。

日 ①2/12(木)、②2/19(木)、③2/27(金)、④3/3(火) いずれも13:00~17:00 定 各8組

申 ①2/5(木)、②2/12(木)、③2/20(金)、④2/24(火)

いずれも12:00~相談当日の10:00まで

## その他の専門相談 無料

いずれも13:00~16:00

受付/12:50~15:30(区役所1階)

※予約は不要ですが、受付開始時の来場者で

相談順を抽選し、以降先着順

問 事業戦略室(広聴広報) 06-6774-9683

社会保険労務士相談	2/9(月)
不動産相談(宅建協会)	2/10・17(火)
税理士相談	2/18(水)
司法書士相談	2/24(火)
行政書士相談	2/25(水)
不動産相談(不動産協会)	3/5(木)